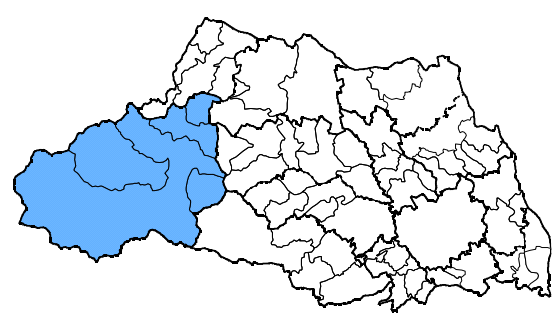


＜概要版＞

秩父保健医療圏

	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">【圏域の基本指標】</td> <td style="text-align: right;">[県値]</td> </tr> <tr> <td>人口総数</td> <td style="text-align: right;">94,690 人</td> </tr> <tr> <td>人口増減率 (H27～R2)</td> <td style="text-align: right;">△6.8% [1.1%]</td> </tr> <tr> <td>年齢3区分別人口</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">0～14歳</td> <td style="text-align: right;">10,047 人 (10.6%) [11.9%]</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">15～64歳</td> <td style="text-align: right;">50,975 人 (53.8%) [61.1%]</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">65歳～</td> <td style="text-align: right;">33,668 人 (35.6%) [27.0%]</td> </tr> <tr> <td>出生数 (人)</td> <td style="text-align: right;">429 人</td> </tr> <tr> <td>出生率 (人口千対)</td> <td style="text-align: right;">4.6 [6.4]</td> </tr> <tr> <td>死亡数 (人)</td> <td style="text-align: right;">1,525 人</td> </tr> <tr> <td>死亡率 (人口千対)</td> <td style="text-align: right;">16.4 [10.5]</td> </tr> <tr> <td>データソース</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(人口) 令和2年国勢調査 人口等基本集計</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(出生・死亡) 令和3年人口動態総覧</td> </tr> </table>	【圏域の基本指標】	[県値]	人口総数	94,690 人	人口増減率 (H27～R2)	△6.8% [1.1%]	年齢3区分別人口		0～14歳	10,047 人 (10.6%) [11.9%]	15～64歳	50,975 人 (53.8%) [61.1%]	65歳～	33,668 人 (35.6%) [27.0%]	出生数 (人)	429 人	出生率 (人口千対)	4.6 [6.4]	死亡数 (人)	1,525 人	死亡率 (人口千対)	16.4 [10.5]	データソース			(人口) 令和2年国勢調査 人口等基本集計		(出生・死亡) 令和3年人口動態総覧
	【圏域の基本指標】	[県値]																											
人口総数	94,690 人																												
人口増減率 (H27～R2)	△6.8% [1.1%]																												
年齢3区分別人口																													
0～14歳	10,047 人 (10.6%) [11.9%]																												
15～64歳	50,975 人 (53.8%) [61.1%]																												
65歳～	33,668 人 (35.6%) [27.0%]																												
出生数 (人)	429 人																												
出生率 (人口千対)	4.6 [6.4]																												
死亡数 (人)	1,525 人																												
死亡率 (人口千対)	16.4 [10.5]																												
データソース																													
	(人口) 令和2年国勢調査 人口等基本集計																												
	(出生・死亡) 令和3年人口動態総覧																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">保健所</td> <td>秩父保健所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圏域 (市町村)</td> <td>秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町</td> </tr> </table>	保健所	秩父保健所	圏域 (市町村)	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町																									
保健所	秩父保健所																												
圏域 (市町村)	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町																												

【救急医療（小児救急を含む）】

【目標】

圏域内での二次救急医療体制の堅持に向け、医療機関間の医療従事者相互派遣を推進し、医療資源の有効活用を図ります。また、研修医確保や奨学金制度の活用等、様々な医師確保対策に取り組めます。

【主な取組】

- 医療従事者相互派遣による救急医療の負担軽減や診療交流の推進
- 診療所医師等による二次救急病院への支援
- 救急医療に従事する医師確保対策の推進
- 看護人材の確保対策の推進
- 小児救急対策の推進
- 救急医療機関の適正受診や救急車の適正利用の推進

〈実施主体：市町、医師会、薬剤師会、医療機関、消防本部、保健所等〉

【親と子の保健医療対策】

【目標】

医師会、公立病院、行政機関等の協力と支援のもと、圏域の産科医療を確保します。妊産婦や子育て世代を取りまく社会環境の変化に柔軟に対応することによ

り、安心して妊娠・出産・育児ができ、次世代を担う子供たちが心身ともに健やかに育つことができる地域づくりを推進します。

【主な取組】

- 地域の医師会、公立病院、行政の協力による産科医療機関の支援
- 小児科医師及び婦人科医師等の確保
- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実・強化
- 児童虐待予防対策の推進
- 思春期の健康保持の推進

〈実施主体：市町、医師会、薬剤師会、医療機関、教育機関、学校医会、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員協議会、保育施設、警察署、児童相談所、保健所等〉

【在宅医療の推進】

【目標】

人生の最期まで住み慣れた自宅等で自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療・在宅療養への支援、終末期ケアの推進、必要な人材確保を図ります。また、急性期・回復期・生活期のリハビリテーション医療の確保に努めます。

【主な取組】

- 広域的な在宅医療体制の推進
- 人生の最終段階における支援体制の構築
- 看護・介護人材の確保対策の推進
- リハビリテーション提供体制の確保と在宅復帰の促進

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、市町、看護協会、秩父看護専門学校、訪問看護ステーション、介護保険施設、社会福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、保健所等〉

【生活習慣病対策の推進】

【目標】

生活習慣病患者の増加に対応するため、関係機関の多職種連携により、生活習慣病の予防と重症化防止対策、歯科口腔保健対策等を推進します。

【主な取組】

- 生活習慣病の予防と重症化防止対策の推進
- データヘルス計画を活用した健康づくりの推進
- 歯科口腔保健対策の推進

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、地域活動栄養士、医療保険者、市町、保健所等〉

【精神医療と自殺防止対策の推進】

【目標】

精神障害者が、地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療機関との連携や在宅医療サービスの充実等を推進するとともに、医療機関と地域機関が連携した自殺防止対策を展開します。

また、依存症対策と薬物乱用防止対策として普及啓発等に取り組みます。

【主な取組】

■精神疾患（認知症を含む）の支援体制の構築

■自殺防止対策の推進

■依存症対策と薬物乱用防止対策の推進

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、認知症疾患医療センター、医療機関、消防本部、警察署、市町、学校、保健所、福祉事務所、社会福祉協議会、保護司会、薬物乱用防止指導員協議会、断酒会、商工団体、公共職業安定所等〉

【健康危機管理体制の整備充実】

【目標】

生命と健康に重大な影響を与える感染症の蔓延に備えるため、健康危機対処計画に基づき、平時から実効性のある感染症対策を推進します。蔓延時にも必要な医療を提供できるよう、地域保健医療体制整備を推進します。

また、医療機器依存度の高い避難行動要支援者等の災害時対策を推進します。

【主な取組】

■ポストコロナにおける新興感染症発生・まん延時に備えた健康危機管理体制の強化

■平時における感染症対策の充実

■医療機器依存度の高い避難行動要支援者等の災害時対策の推進

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、訪問看護ステーション、市町、消防本部、社会福祉施設、保健所等〉